

公益社団法人日本図書館協会 個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 適用範囲

第2章 個人情報の利用目的

第4条 個人情報の利用目的

第5条 事業ごとの利用目的等の特定

第6条 利用目的を超えた個人情報の取扱い

第3章 個人情報の取得

第7条 個人情報の取得の方法

第8条 取得時の利用目的の通知又は公表

第9条 利用目的の変更

第10条 個人保有データに関する事項の公表等

第4章 個人データの管理

第11条 個人データの正確性の確保

第12条 個人データの消去及び廃棄

第5章 個人情報の第三者への提供

第13条 第三者への提供の原則禁止

第14条 業務委託に伴う第三者への提供

第6章 個人データの安全管理

第15条 個人情報管理責任者

第16条 役職員等及び受託者の監督

第17条 通報及び調査義務等

第18条 報告及び対策

第7章 個人データに関する本人の権利

第19条 自己の個人データに関する権利

第20条 利用目的の通知

第21条 保有個人データの開示

第22条 誤りを理由とした本人からの訂正等

第23条 利用目的又は取得方法を理由とした本人からの利用停止等

第24条 第三者への提供を理由とした本人からの利用停止

第25条 本人に対する理由の提示

第26条 開示等の求めに関する手続

第27条 保有個人データの利用又は提供の拒否権

第28条 苦情の処理

第8章 雑則

第29条 実施細則

第30条 改正

附則

1 施行日

2 既に保有する個人情報の取扱い

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）定款第70条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年文部科学省告示第62号）及び「事業者が保有する個人情報の適正な取扱いに関する指針」（平成17年3月25日東京都生活文化局広報広聴部情報公開課策定）の趣旨に鑑み、個人情報の適正な取扱いに関して本法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、本法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人情報を適切に保護及び管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを使って検索できるように体系的に構成したもの
 - イ 紙で処理した個人情報を、五十音順等の一定の規則に従って整理、分類し、特定の個人を容易に検索できるよう、目次や索引がついているもの
- 三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 四 保有個人データ 本法人が、本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データ。ただし、その存否が明らかになることで、公益その他の利益が害されるものとして以下に掲げるもののほか、6か月以内に消去（ただし、更新を除く。）するものは除く。
 - ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 五 本人 当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。
- 六 役職員等 本法人のすべての理事、監事、代議員、委員会委員、部会長、名誉会長、顧問、参与及び職員をいう。
- 七 個人情報管理責任者 本法人における個人情報保護に関する責任と権限を有する者とをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本法人のすべての役職員等に適用する。

- 2 役職員等を退職した者については、在任中又は在職中に取得した又は取り扱った個人情報に関して適用する。
- 3 本法人の事業に関して委嘱又は依頼を受けた者が、本法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

- 4 前項に規定する従事者を管理する役職員等は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第2章 個人情報の利用目的

(個人情報の利用目的)

- 第4条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の利用目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。
- 2 利用目的は、本法人の業務において必要な範囲であって、本人から同意を得た範囲でなければならない。

(事業ごとの利用目的等の特定)

- 第5条 本法人は、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用方法及び提供方法その他の事項を定める一覧表を作成するものとする。

(利用目的を超えた個人情報の取扱い)

- 第6条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、本人の同意を得ずに取り扱うことができる。
- 一 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 三 公衆衛生の向上若しくは子ども又は若者の健やかな育成等の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第3章 個人情報の取得

(個人情報の取得の方法)

- 第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

(取得時の利用目的の通知又は公表)

- 第8条 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、遅滞なく、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合は、利用目的の本人への通知又は公表は行わない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 四 個人情報の取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合
 - 3 本法人は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートその他の書面（電子的・磁気的方式

等によって作られた記録を含む。)に記載された個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、利用目的を本人に明示する。

- 4 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、利用目的を本人にあらかじめ明示しないことができる。ただし、個人情報の取得後速やかに、利用目的を本人に明示しなければならない。

(利用目的の変更)

第9条 本法人は、第4条第1項の規定により特定した利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的が、変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてはならない。

- 2 変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 本人が社会通念上想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第10条 本法人は、保有個人データに関し、本人に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を公表し、又は通知しなければならない。

- 一 本法人の名称
- 二 保有個人データの利用目的
- 三 保有個人データに関する本人からの以下に掲げる求めに応じる手続
 - ア 利用目的の通知の求め
 - イ 開示の求め
 - ウ 内容の訂正、追加又は削除の求め
 - エ 利用の停止又は消去の求め
 - オ 第三者提供の停止の求め
- 四 開示、訂正、追加、削除、利用停止及び消去の求めに応じる手続及び手数料等に関する事項
- 五 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

第4章 個人データの管理

(個人データの正確性の確保)

第11条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人データの消去及び廃棄)

第12条 保有する必要がなくなった個人データは、直ちに当該個人データを消去又は破棄しなければならない。

第5章 個人情報の第三者への提供

(第三者への提供の原則禁止)

第13条 本法人は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 三 公衆衛生の向上若しくは子ども又は若者の健やかな育成等の推進のために、特に個

人データを第三者に提供する必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難である場合

- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(業務委託に伴う第三者への提供)

第14条 前条の規定にかかわらず、本法人の業務を遂行するために当該業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、受託者が次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該受託者に対して提供できるものとする。

- 一 社会通念上相当な事業活動を営んでいること
 - 二 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされていること
 - 三 本法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する協定を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
- 2 前項に規定する業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合は、本法人が当該受託者に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認及び指導する。

第6章 個人データの安全管理

(個人情報管理責任者)

第15条 理事長は、理事又は職員のうちから個人情報管理責任者を指名する。

- 2 個人情報管理責任者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(役職員等及び受託者の監督)

第16条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人データを扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導及び監督を定期的に行わなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人データの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(通報及び調査義務等)

第17条 役職員等は、個人データの漏洩、滅失又はき損（以下「個人データの漏洩等」という。）を知った場合又はそのおそれがあると知った場合は、ただちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく通報があった場合、個人情報管理責任者は、ただちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第18条 個人情報管理責任者は、前条第2項に規定する事実関係の調査の結果、個人データの漏洩等を確認した場合には、その事実関係を理事長に報告しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人データの漏洩等が確認された場合は、遅滞なく、当該個人データの漏洩等について対策を講じ、再発防止策を策定し、当該対策及び再発防止策を理事長に報告しなければならない。

第7章 個人データに関する本人の権利

(自己の個人データに関する権利)

第19条 本人から自己の個人データについて開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項の規定による個人データの開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行う。

(利用目的の通知)

第20条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、当該本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 保有個人データの公表により本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 三 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 四 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 本法人は、保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの開示)

第21条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、当該本人に対し、書面の交付等による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないものとする。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
- 二 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 法令に違反する場合

(誤りを理由とした本人からの訂正等)

第22条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。

2 本法人は、前項の規定に基づいて求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

(利用目的又は取得方法を理由とした本人からの利用停止等)

第23条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条本文の規定に違反して取り扱われているという理由、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したとき

は、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、その保有個人データの利用停止等を行う。ただし、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときを除く。

- 2 本法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(第三者への提供を理由とした本人からの利用停止)

第 24 条 本法人は、本人から、本人が識別される保有個人データが第 13 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、その保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を採る場合を除く。

- 2 本法人は、前項の規定に基づいて求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(本人に対する理由の提示)

第 25 条 本法人は、本人による利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等の求め（以下「開示等の求め」という）の全部又は一部について当該措置を取らない旨を通知する場合又は当該措置と異なる措置を取る旨を通知する場合は、当該本人に対し、当該理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに関する手続)

第 26 条 本法人は、開示等の求めに関し、その求めを受け付ける手続を定めなければならない。

- 2 本人は、前項に規定する手続に従って、開示等の求めを行う。
- 3 本法人は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本法人は、当該本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、保有個人データの特定に資する資料の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとる。
- 4 本法人は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮する。
- 5 本法人は、利用目的の通知又は開示を求められたときは、その措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 6 本法人は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定める。

(保有個人データの利用又は提供の拒否権)

第 27 条 保有個人データについて、本人から利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 本人又は公衆の生命、健康、財産その他重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 28 条 理事長は、理事又は職員のうちから、本法人の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出を受け付ける責任者（以下「苦情受付責任者」という。）を指名する。

- 2 本法人の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出は、苦情受付責任者に対して行う。
- 3 苦情受付責任者は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。
- 4 本法人は、保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理及びそのために必要な体制の整備に努める。

第8章 雑則

(実施細則)

第29条 理事長は、この規程を実施するための細則を定めることができる。

(改正)

第30条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年1月21日より施行する。

(既に保有する個人情報の取扱い)

- 2 この規定施行前に本法人が取得した個人情報については、その利用目的を本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。